

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 7 月 10 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	株式会社マルエー（若杉店及び小立野店）における空調設備及び照明設備の高効率設備への更新による省エネ事業
排出削減事業者名	株式会社マルエー
排出削減共同実施事業者名	全国中小企業団体中央会 （その他関連事業者名：株式会社スズキエンタープライズ）
事業実施場所	株式会社マルエーのスーパー2店舗 ① 若杉店（石川県小松市若杉町2丁目97） ② 小立野店（石川県金沢市小立野2丁目1158-1）
事業の概要	スーパーマーケット、マルエー（若杉店・小立野店）の店内及びバックヤードの空調設備・全般照明蛍光灯を高効率の設備に更新し、エネルギー効率を改善することで、エネルギー消費量の削減およびCO2排出量の削減を図るもの。
排出削減量の計画	175tCO2/年（事業実施期間合計 756tCO2）
国内クレジット認証期間	① 若杉店 開始日 2008年12月5日 終了予定日 2013年3月31日 ② 小立野店 開始日 2008年12月5日 終了予定日 2013年3月31日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： 株式会社マルエー 若杉店、小立野店
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、排出削減事業者、その他関連事業者の担当者への質問等により確認した。 2) 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は2つの事業サイトのバンドリング案件となっているが、入手した根拠資料、質問および検算により①若杉店で4.5年、②小立野店で6.8年、全体で5.3年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 3) 当該事業実施については、店舗機器設備のリニューアル・高効率化という観点から事業計画を立案したが、計画の中では、単なる設備の更新でなく、CO2削減という課題への取り組みも、企業上げての課題として認識しており、その実現に向け共同実施者（全国中小企業団体中央会）およびESCO事業者であるその他関連事業者（㈱スズキエンタープライズ）からのさまざまな提案を検討した。 その中で、国内クレジット制度の活用は、第一に、社内的には、削減目標を明確に認識できることで従業員への目標付与ができること、次に、この取り組み（北陸で、初めての取り組み）を社外的に紹介することが、当社のCSR活動として広く活用できることから、本事業実施の大きな要因となった。

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問、及び本事業者の参加している協業組織（CGC グループ）が自主行動計画を持つ業界団体ではないことの確認を実施した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 と 006 の 2 つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論 004 空調設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備の仕様書の確認、新設空調設備の仕様書の確認、前後設備リストに基づく突き合わせ等によって、高効率の空調設備に更新することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、空調設備の更新を行わなかった場合でも、スーパーマーケットにとって商品の鮮度維持のために常に正常稼働が求められる設備である空調の適切な管理を実施していたため、既存の空調設備を継続的に利用することができたことを、事業者およびその他関連事業者への質問により確認している。また、既存設備の使用年数が法定耐用年数の 2 倍を超えないことを、事業者およびその他関連事業者への質問、および若杉店、小立野店ともに店舗の営業開始からの経過年数が空調の法定耐用年数の 2 倍以内であること等から確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である運転時間のデータが計測できることを、現地審査、及び質問により確認している。</p> <p>【方法論番号 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明設備の更新であることを、事業実施前後の図面の確認、仕様書との突き合わせ等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備の更新を行わなかった場合、既存の設備を継続的に利用することができたことを、関係者への質問により確認している。また、既存照明設備の使用年数が法定耐用年数の 2 倍を超えないことを、事業者およびその他関連事業者への質問、および若杉店、小立野店ともに店</p>

	<p>舗の営業開始からの経過年数が空調の法定耐用年数の2倍以内であること等から確認している。</p> <p>適用条件3については、排出削減事業実施前及び実施後の証明設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である運転時間のデータが計測できることを現地審査、及び質問により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上